

■箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設(第2期)整備運営事業 入札説明書等に関する回答(参加資格関係以外)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
1	入札説明書	7	第3.2 民間事業者の実施・選定スケジュール	「基本協定書の締結」が令和元年8月2日(金)(予定)となっておりますが、作業上の若干の遅れは許容頂けますでしょうか。	仮契約の締結や、基本協定書第8条に規定する準備行為等に支障をきたさない場合に限り、作業上の若干の遅れは許容します。
2	入札説明書	7	第3.3(1)	「第2事業概要」1.(5)①は、「第2事業概要」1.(5)の事で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	20	第5.3 SPCについて	「※SPCについては、整備や運営管理など取組業務の性質が変更するタイミング等によって、その資本割合の変更を可とし、それに伴って代表企業の変更も可とする。」とありますが、「地区内デッキ、デッキ下駐輪場」を先行し引渡すタイミングで、SPCの代表企業を変更することは可能でしょうか。	市の承諾を得れば、可能です。
4	入札説明書	別紙-1	事業計画リスク	地下鉄の開業遅延等の事業者でコントロールできない周辺環境の変化が生じた場合は、合理的な範囲で市のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	事業計画の市のリスク負担となる場合は、市の帰責事由による事業計画・内容変更等の場合のみです。リスク分担表に定めのない事項についてのリスク分担は、協議事項とさせていただきます。
5	要求水準書	13、15	第3.1 ①地区内デッキ	地区内デッキは土木工作物として計画とありますが、確認申請の対象とはならないと考えて宜しいでしょうか。その他、必要な申請上の手続きがあれば教えてください。大階段下の事務所と機械室の部分のみを他の地区内デッキとエキスパンションで縁を切り、この部分を確認申請の対象とする考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。その他法令に基づく申請・手続きは必要です。大階段下の事務所と機械室の部分についてもご理解のとおりです。
6	要求水準書	18	第3.7(1)動線計画	地区施設(歩行者連絡通路5号)を整備すると記載がありますが、資料がありません。形状・仕様をご提示いただけないでしょうか。	形状・仕様については地区内デッキと同等で計画してください。
7	要求水準書	18	第3.7(1) 動線計画	地区施設(歩行者連絡通路5号)は土木工作物(建築構造)として計画し、確認申請の対象とはならないと考えて宜しいでしょうか。その他、必要な申請上の手続きがあれば教えてください。	ご理解のとおりです。その他法令に基づく申請・手続きは必要です。

■箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設(第2期)整備運営事業 入札説明書等に関する回答(参加資格関係以外)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
8	要求水準書	18	第3.7(1)動線計画	地区施設(歩行者連絡通路5号)を整備すると記載がありますが、施工工程から、歩行者連絡通路5号の施工時期について、駅前広場の引渡日までとすることは可能でしょうか。	可能とします。
9	要求水準書	19	第3.7(1)構造計画	今回の事業に含まれないエキスパンションジョイントの施工範囲は、民間敷地側とエントランス側との理解でよろしいでしょうか。	民間敷地側については、ご理解の通りです。エントランス側については、お互いの施工時期によって判断されます。
10	要求水準書	23	第3.7(2)デッキ下駐輪場 設備計画 排煙設備	「関係法令により排煙設備を設置する。」と記載がありますが、建築物ではないため建築基準法の排煙は不要と考えております。基本設計段階で、消防法の排煙設備の要否について、消防との協議経過があれば、ご教示下さい。	基本設計における整備計画において、消防法令に基づく「排煙設備」は設置不要で消防本部と協議済みです。
11	要求水準書	30	(1)工事監理	「工事監理者は、工事期間中、工事監理事務所常駐を基本とし」とありますが、現場の状況や貴市との協議によって調整できると考えてよろしいでしょうか？	工事監理の内容を満たすことを前提に、市との協議の上判断致します。
12	要求水準書	34	5備品配置	工事監理業務の対象に、第4 5備品配置は含まれないという認識で宜しいでしょうか。	要求水準書 第4 施設整備業務に含まれます。
13	要求水準書	37	(6)ア)利用及び制限に関する業務	「阪大前広場」の業務は、利用方法等の案内、「利用の手引き」への記載及び配布であり、それを利用者に順守させるまでは含まれないと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、「利用の手引き」の作成、利用しようとする者への配布、利用者に遵守させることまでが、事業者の業務となります。
14	要求水準書	38	(6)カ)地域や周辺施設等との協議・連携に関する業務	本業務は、入札説明書のp21に記載の自主事業(提案事業)を指していると思います。本業務は、任意の提案事業と認識しており、民間事業者(提案者)が提案しない場合は、自主事業(提案事業)を行わない場合であっても、要求水準書を満たさないことにならないと考えてよろしいですか。	まちの賑わいに寄与するソフト面の事業(イベント等の実施等)の自主事業の提案、実施は、事業者が実施しなければならない、業務範囲に含まれます。

■箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設(第2期)整備運営事業 入札説明書等に関する回答(参加資格関係以外)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
15	要求水準書	38	(6)カ)地域や周辺施設等との協調・連携に関する業務	「地区内デッキ、駅前広場の運營業務の一環として、地域や周辺施設等が実施する事業への支援・協力・協働を積極的に行うこと」とありますが、具体的にどのような内容を想定されていますか。	例えば、国立大学法人大阪大学が実施する夏まつりが円滑に実施されるための支援・協力などが挙げられます。
16	要求水準書	39	(4)営業時間等	「24 時間利用可能な最低80 台分の区画と、箕面船場阪大前駅における始発電車の30 分前から最終電車の30 分後を目安に営業する区画を設ける」と記載がありますが、記載の最低80台分とは、要求水準書第5.2(6)アに記載の「大阪大学の80人の寮生」が利用するものとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	41	(6)エ)事故・防災・防犯等	防火管理者の選任義務について、消防との協議経過があれば、ご教示下さい。	協議経過はありません。
18	要求水準書	48	オ)廃棄物処理業務	原因者不明の不法投棄があった場合、廃棄物処理費用の負担先は、所有者である市との理解で宜しいでしょうか。	管理上の瑕疵によらないと証明できる場合に限り、ご理解のとおりです。
19	要求水準書	53	(5)風水害時の対応	従事者の安全が確保できる範囲での参集・待機との理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
20	配布資料b (基本設計)	5	断面図	G-G'断面とH-H'断面の切断位置が不明です。切断位置を明示してください。	明示したものを各社宛、電子メールにて送付します。
21	配布資料b (基本設計)	9~10	外構図(ファニチャー図)	ベンチA、ベンチC、ファニチャーD-1、ファニチャーD-2がどこに配置されているか不明です。設置位置を明示願います。	明示したものを各社宛、電子メールにて送付します。

■箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設(第2期)整備運営事業 入札説明書等に関する回答(参加資格関係以外)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
22	配布資料b (基本設計)	22	機械設備設計(1階)	消火設備として屋内消火栓と連結送水管が記載されていますが、連結送水管は必要でしょうか。(消防法上は不要と思われるですが、消防指導でしょうか)	屋内消火栓設備は義務設置ですが、連結送水管は行政指導を受けておりません。
23	配布資料b (基本設計)	22	機械設備設計(1階)	消火設備として屋内消火栓と連結送水管のみが記載されています。原付置場における水噴霧消火設備等(泡消火設備)は不要と考えてよろしいでしょうか。	設置義務はございませんが、水噴霧消火設備等(泡消火設備)の任意設置は妨げません。
24	配布資料c (詳細設計)	E-2	電気設備 盤図・系統図	「地区内デッキ」及び「駅舎駐輪場」をそれぞれ単独で受電した場合、電源が混在することになりますが、電気事業法上、電力会社との契約上、問題ないと考えて宜しいでしょうか。	電力会社との協議が必要です。
25	基本協定書		第3条	本項は協力企業が違約金を負担することを妨げる規定ではないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	基本協定書		第6条	1項8行目「2 前項の…」は改行の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
27	特定事業契約書	7	第8条3	本件土地の一部が不用かどうかの判断は、事業者意見を踏まえて、合理的に判断頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	特定事業契約書	16	第27条2	第74条第1項(3)や第79条第1項(12)に完成または引渡し遅延による解除条項が記載されていますが、事業者の責めに帰すべき事由により、工事の遅延が生じた場合には、本項に基づき増加費用又は損害を負担し、事業継続すれば、第74条第1項(3)や第79条第1項(12)の規定は適用されないという理解で宜しいでしょうか。	第74条第1項(3)や第79条第1項(12)の規定に該当した場合、市が、契約解除・本指定の取り消しを行わなかった場合は、第27条の規定が適用されます。

■箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設(第2期)整備運営事業 入札説明書等に関する回答(参加資格関係以外)

No	該当箇所			質問	回答
	資料名	頁	項目		
29	特定事業契約書	18	第31条 第32条 別紙2	事業者による竣工検査、市による竣工確認は、別紙2に記載の地区内デッキ・デッキ下駐輪場の建設工事、駅前広場・駅舎駐輪場の建設工事の各々で行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	事業契約書	36	第79条6項	契約が解除された場合の違約金が前年度の利用料金相当額に設定されておりますが、ほぼ年間の売上に相当する金額を違約金に課されるのはあまりに高額だと思われ ます。 最近の他事例では年間の維持管理運営費の10%が多いことから考えますと、前年度の利用料金相当額の10%又は年間の維持管理運営費相当額の10%にさせていただ きませんか。	前年度の維持管理費及び運営費相当の対価の100分の20に相当する額に変更します。
31	特定事業契約書案	40	第87条3項	履行保証保険の有効期限は引渡日までとなっておりますが、地区内デッキ・デッキ下駐輪場を2021年3月に先行引渡しし、履行が完了します。そのため、2021年3月の先行引渡しまでは施設整備費相当額の30%の保証とし、それ以降は、駅前広場・駅舎駐輪場の施設整備費相当額の30%の保証でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりで構いません。
32	特定事業契約書	42	第91条	第29条および第69条に第三者への損害が規定されていますが、不可抗力にて第三者に損害を与えた場合は、本条項に従うとの理解で宜しいでしょうか。	不可抗力によって第三者に損害が生じ、その損害について事業者が賠償責任を負うという事態を具体的に想定出来ませんが、万が一そのような事態が生じたときはお考えのとおりです。
33	特定事業契約書	48	別紙3 保険	事業者にとって不要と考えられる保険については、落札後に協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	提案していただくことに差し支えはありませんが、特定事業契約書(案)第21条の規定のとおり、市と事業者が協議により決定するものとします。
34	特定事業契約書	55	別紙7 3(1)物価変動による施設整備費の改定	「原則として・・・整備費相当額の変更を相手方に対して請求することはできない」とされていますが、今回は工事が「先行完成」と「それ以外」に分かれ、かつ、工期が長期に渡るため、後者について協議に応じて頂けないでしょうか。	本規定に基づき、市に対して協議を行うことを請求することについては、差し支えありません。